

草津市男女共同参画審議会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、草津市男女共同参画推進条例（平成20年草津市条例第29号）に定める草津市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の定義)

第2条 この要領にいう公開とは、審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴および議事概要の公表をいう。

(公開方法)

第3条 会議は、広く市民等が参加できるよう配慮し、公開を原則とする。また、議事概要は、市民等に公表する。

(傍聴人の定員)

第4条 会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の数は、10人とする。

2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）の数が前項の数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、報道機関に属する者であつて会長が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。

(傍聴の手続き)

第5条 傍聴希望者は、事前に事務局に審議会を傍聴したい旨、申し出なければならない。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類をもっている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) その他会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人が遵守すべき事項)

第7条 審議会を公正かつ円滑に運営するために、傍聴人は、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (2) 審議会における言動に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。

- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 飲食または喫煙をしないこと。
- (6) 他の傍聴者の迷惑になるような行為その他の会議の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第9条 公開に関し、この要領の定め違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(定めのない事項)

第10条 この要領に定めのない事項が生じたときは、そのつど、会長が審議会に諮り、定めるものとする。

付 則

この要領は、平成21年9月14日から施行する。

この要領は、平成23年7月1日から施行する。